

滋賀県個人情報保護審議会の会議概要

滋賀県個人情報保護条例に基づき、以下の事項を審議するため、滋賀県個人情報保護審議会を開催しました。今回の会議については、不服申立案件であるため、非公開の審議会として開催しています。会議の概要については、以下のとおり公表します。

■ 名 称 第 87 回滋賀県個人情報保護審議会

■ 日 時 平成 26 年 9 月 29 日（月曜日）
午後 1 時 30 分から午後 4 時 30 分まで

■ 場 所 大津市京町四丁目 1 - 1
県庁本館 4 階 4 A 会議室

■ 出席者 委 員：荒川眞知子、浮田麻里、近藤月彦、松本哲治、山田到史子
（敬称略、五十音順）
事務局：甲斐室長、中川副参事、大倉主任主事、三田主事（県民活動生活課 県民情報室）

■ 議 題

1 諮問第 15 号の審議について

請求者に関する県営住宅維持修繕執行伺書等に関して作成された文書の決裁等の過程を明らかにする文書の一部開示決定に対する異議申立てについて、事務局から答申案の説明を受け、審議を行った。

2 諮問第 16 号、第 18 号、第 19 号、第 20 号、第 21 号、第 22 号、第 23 号および第 24 号の審議について

請求者が送付した県営住宅に関する異議申立ての関する起案、供覧、決裁の過程を明らかにする文書の不開示決定に対する異議申立て（諮問第 16 号）、県営住宅管理センターから住宅課に送付されたメール文書の全ての一部開示決定に対する異議申立て（諮問第 18 号）、請求者が作成行使した県営住宅に関する異議申出書に関し、指定管理者から県に指導等を求められたこと等に関する事実を明らかにする文書等の記録の不開示決定に対する異議申立て（諮問第 19 号）、請求者が滋賀県営住宅管理センターに提出した異議申出書に関してセンターから住宅課に指導等を求められたこと、住宅課からセンターに指導等を与えた事実を明らかにする文書、電子記録、メールその他の記録の不開示決定に対する異議申立て（諮問第 20 号）、請求者が提出した異議申出書に関する総合事務支援システム入力に係る受理、起案、供覧、決裁の過程を明らかにする文書およびその付属文書の一部開示決定に対する異議申立て（諮問第 21 号）、請求者が提出した異議申出に関する併合申立書等の受理、起案、供覧、決裁の過程を明らかにする文書等の一部開示決定に対する異議申立て（諮問第 22 号）、請求者が提出した異議申出に関する併合申立書等の受理、起案、供覧、決裁の過程を明らかにする文書等の一部開示決定に対する異議申立て（諮問第 23 号）およ

び請求者に係る県営住宅管理センターから住宅課に送信されたメールに関し、メール保管用サーバーに保管されている電子メールの記録、添付ファイルの記録、添付されたファイルの不開示決定に対する異議申立て（諮問第24号）について、事務局から説明を受け、審議を行った。

3 その他

今後の日程連絡等を行った。

■ 会議の概要の公表 当会議概要については、ホームページにより公開します。

■ 問合せ先 滋賀県 総合政策部 県民活動生活課 県民情報室

電 話 077-528-3122

FAX 077-528-4813